

湖北広域行政事務センター斎苑管理運営委員会次第

日時：令和5年10月20日（金）
午後3時～
場所：こもれび苑1階会議室

1. 開会
2. あいさつ
3. 委員及び事務局紹介【資料1】
4. 委員長・副委員長の選出【資料2】
5. 議題
こもれび苑・木之本斎苑の運営状況について【資料3】
6. その他
7. 閉会

—資料—

- ・湖北広域行政事務センター斎苑管理運営委員会委員・事務局名簿【資料1】
- ・湖北広域行政事務センター斎苑管理運営委員会に関する規則【資料2】
- ・こもれび苑・木之本斎苑の運営状況について【資料3】

○湖北広域行政事務センター斎苑管理運営委員会に関する規則

昭和54年12月10日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、湖北広域行政事務センター火葬場の設置及び管理に関する条例（昭和54年湖北広域行政事務センター条例第2号）第13条の規定に基づく、斎苑管理運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査、審議するものとする。

- (1) 湖北広域行政事務センター火葬場（以下「火葬場」という。）の管理及び運営に関すること。
- (2) 火葬場に係る環境の保全に関すること。
- (3) その他火葬場の管理運営に関する必要なこと。

2 委員会は、前項各号に掲げる事項について、自ら調査、審議して管理者に建議することができるものとする。

(委員会の定数及び任期)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 地域住民代表者
- (2) 湖北広域行政事務センター議会議員
- (3) 設置市の担当部長
- (4) 学識経験者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員長は、委員の半数以上から審議事項等を示し、会議の招集の請求があつたときは、これを招集しなければならない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議の運営その他必要な事項は、委員長が会議にはかり定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、業務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度管理者が定める。

付 則

この規則は、昭和54年12月10日から施行する。

付 則（平成11年3月31日規則第15号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成18年4月1日規則第6号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成21年12月18日規則第14号）

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

付 則（平成24年3月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成26年4月1日規則第9号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日規則第9号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月1日規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の委員定数の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の湖北広域行政事務センター斎苑管理運営委員会に関する規則第2条第2項の規定により、現に委員である者の任期は、同項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

附 則（令和3年12月1日規則第9号）

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

湖北広域行政事務センター火葬場の設置及び管理に関する条例（昭和54年3月10日条例第2号）

抜粋

（委員会の設置）

第13条 火葬場の環境の保全について審議、調査又は建議するため湖北広域行政事務センター斎苑管理運営委員会を置く。

湖北広域行政事務センター 斎苑運営について

1. 斎苑のご利用について

令和3年4月1日に供用開始した、「こもれび苑」と平成22年1月に長浜市の合併によって運営を承継した「木之本斎苑」の2苑体制で火葬業務を執り行っています。

こもれび苑は、長浜市・米原市全ての方にご利用いただいており、木之本斎苑は、長浜市の木之本・余呉・西浅井地域の方々のご利用を対象としており、ご希望に応じて木之本斎苑またはこもれび苑をご利用いただくよう、ご案内しています。

2. 斎苑のご利用方法について

こもれび苑は、24時間受付が可能な火葬予約システムを導入し、予約から火葬までを一括管理することができ、火葬予約全体の約98%を占める葬祭事業者を介して利用されています。また、専用ホームページにて、利用案内をはじめとした情報発信を行っているほか、火葬予約の空き状況も常に確認することができます。

木之本斎苑につきましては、予約手続方法は、構成市の戸籍窓口を経由した予約方法にて受付をしています。



こもれび苑予約システム画面



こもれび苑専用ホームページ

3. 斎苑の運営について

1) こもれび苑

運営事業者：湖北斎場PFI株式会社

運営期間：令和3年4月1日から令和18年3月31日の15年間

火葬炉数：8基（1日16件までの火葬に対応）

靈柩車数：4台

2) 木之本斎苑

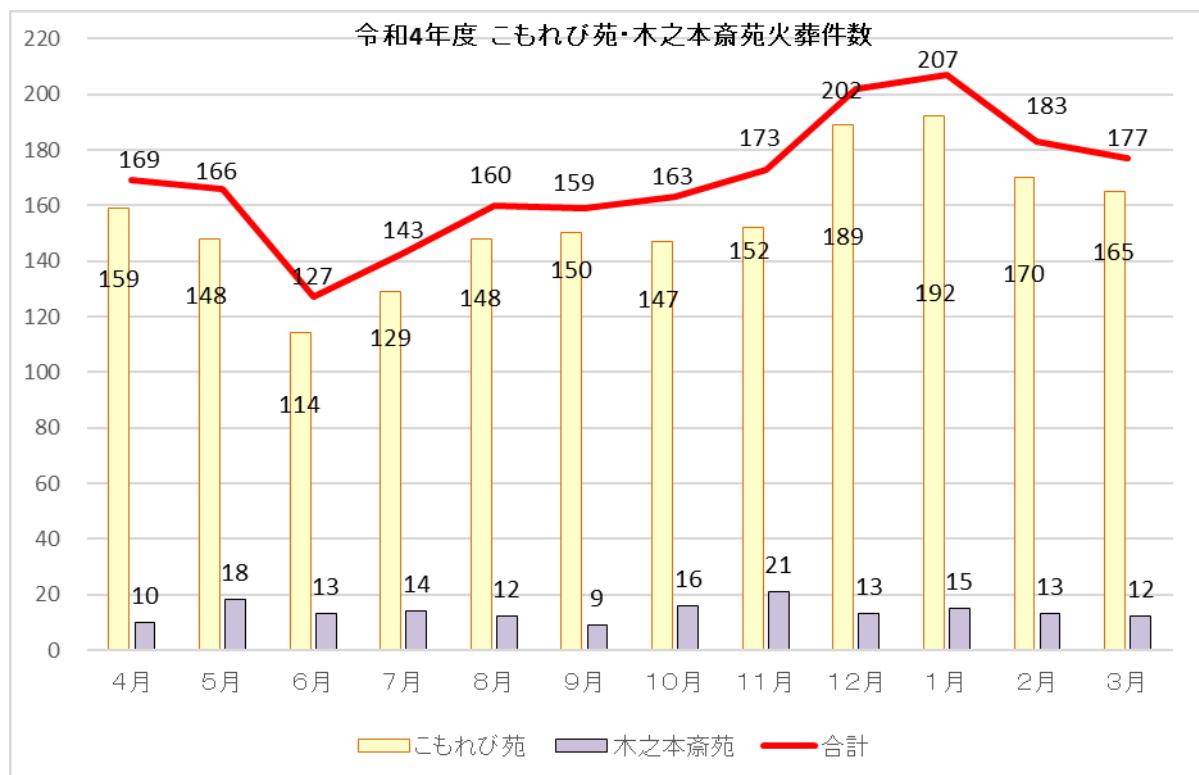
運営事業者：株式会社五輪

運営期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間

火葬炉数：2基（1日3件までの火葬に対応します。）

靈柩車数：2台

4. 斎苑の利用状況について（令和4年度火葬実績）



斎苑別火葬件数実績

単位：件

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5.8月末
こもれび苑	1,507	1,536	1,544	1,606	1,544	1,548	1,597	1,634	1,863	703
うちコロナにより亡くなられた方							1	8	39	1
伊香地域 木之本斎苑	107	117	101	113	116	112	105	190	166	61
余呉斎苑	59	65	45	60	40	38	35			
西浅井斎苑	71	55	63	51	57	38	36			
伊香地域	237	237	209	224	213	188	176	190	166	61
合計	1,744	1,773	1,753	1,830	1,757	1,736	1,773	1,824	2,029	764

※令和2年度末で旧こもれび苑、余呉斎苑、西浅井斎苑を閉鎖。

※令和3年度からは新こもれび苑（木尾）、木之本斎苑の2苑体制。

5. より良い斎苑の運営について

1) モニタリングの実施について

運営事業者から提供されるサービスが契約等に定められた運営業務を確実に実施しているか、また運営事業者からの提案があった業務内容が実施できているか確認するため、各斎苑の運営事業者へ毎月モニタリングを実施しています。

モニタリングの実施にあたっては、運営に関する各業務報告書を確認するとともに、運営事業者との対話を通じて、利用者が安全・便利に利用できる施設の水準に保つことを目的としています。

モニタリングの結果、適切な運営がされていないと認められた場合は、改善勧告を行い、改善を求めることがあります。こもれび苑、木之本斎苑とともに適切に運営されていることをこれまでのモニタリングで確認しています。

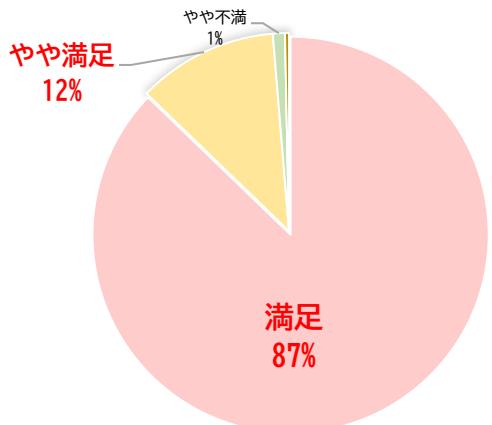
2) 利用者へのアンケート実施について

利用者の待ち時間を利用してアンケートのご協力をお願いしており、いただいたご意見を今後の業務改善やサービスの向上に反映することとしています。令和4年度のアンケートでは、約300件のご意見をいただきました。

結果としましては、「満足」、「やや満足」を合わせて99%となり、ご利用された方から概ね高い評価をいただけているものと認識しています。

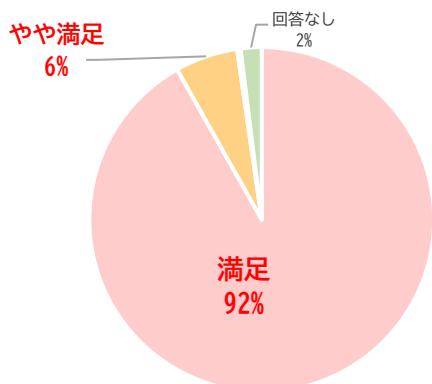
一方でアンケート結果の様々なご意見を真摯に受け止め、対応できるものや改善できるものにつきましては、直ちに改善を行い、より良い斎苑の運営に努めています。

こもれび苑のご利用について（全体）

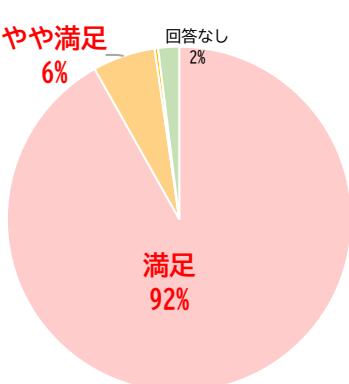


アンケート結果項目別

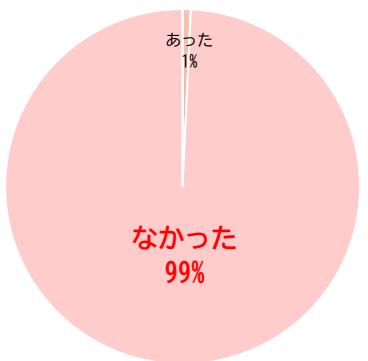
こもれび苑スタッフの対応



待合室、トイレなど斎苑内の清潔保持



危険を感じる状況や対応はありましたか



6. 排ガス等の分析について

こもれび苑は、公害防止基準等にて規定された各項目の基準値を満たしているか確認するため、排ガス等の分析業務を毎年実施しています。

令和5年度は5月31日に1回目の分析業務を実施しており、全項目において基準値を満たしています。

検査の回数

排ガス測定：年2回

悪臭、騒音、振動測定：年1回

排ガスに係る基準〈1 排気塔出口における基準値〉

1号炉にて分析業務実施

規制物質	分析結果	基準値 (要求水準)	基準値 (SPC独自基準)
ダイオキシン類濃度	0.00031ng-TEQ/m ³ N	1 ng-TEQ/m ³ N	0.5ng-TEQ/m ³ N
ばいじん	0.0046g/m ³ N未満	0.01g/m ³ N	
硫黄酸化物	19 ppm	30 ppm	
窒素酸化物	69 ppm	250 ppm	150 ppm
塩化水素	6 ppm未満	50 ppm	30 ppm
一酸化炭素	10 ppm	30 ppm	

悪臭に係る基準 臭気基準は排気筒出口において、次の基準値

〈法定悪臭物質〉

項目	分析結果	基準値 (単位 ppm)
アンモニア	0.30	1
メチルメルカプタン	0.0002未満	0.002
硫化水素	0.002未満	0.02
硫化メチル	0.001未満	0.01
二硫化メチル	0.0009未満	0.009
トリメチルアミン	0.0001未満	0.005
アセトアルデヒド	0.005未満	0.05
プロピオンアルデヒド	0.005未満	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.0009未満	0.009
イソブチルアルデヒド	0.002未満	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.0009未満	0.009
イソバレルアルデヒド	0.0006未満	0.003
イソブタノール	0.09未満	0.9
酢酸エチル	0.3未満	3
メチルイソブチルケトン	0.1未満	1
トルエン	0.5未満	10
スチレン	0.04未満	0.4
キシレン	0.1未満	1
プロピオン酸	0.005未満	0.03
ノルマル酪酸	0.0002未満	0.001
ノルマル吉草酸	0.0002未満	0.0009
イソ吉草酸	0.0002未満	0.001

臭気濃度

項目	分析結果	基準値
排気筒出口	31	500
敷地境界	10未満	10

騒音基準

項目	分析結果	基準値 (単位dB)
敷地境界(昼間)	48	55

振動基準

項目	分析結果	基準値 (単位dB)
敷地境界	30未満	60

5. 木之本斎苑について

令和6年3月31日の火葬をもって閉鎖する木之本斎苑につきましては、令和6年度中に解体工事が実施できるよう、現在事務手続きを進めています。

6. 新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応について

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、国の「新型コロナウイルス感染症により亡くなれた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」が改正されました。

改正されたガイドライン等を踏まえ、苑内設備のご利用につきましては、現在、次のように取扱いをしています。

1. 斎苑のご利用全般について

- ・マスクの着用など基本的な感染対策は、ご来苑される方のご判断に委ねています。
- ・苑内設備は通常どおりご利用いただいております。

2. 斎苑職員について

- ・当面の間、場面に応じたマスクの着用をしています。